

狭山都市計画地区計画の変更（狭山市決定）

狭山都市計画フラワーヒル地区地区計画を次のように決定する。				決定告示年月日 令和 7 年 6 月 2 0 日	
名 称		フラワーヒル地区地区計画			
位 置		狭山市大字加佐志、大字北入曽、大字堀兼及び大字水野の各一部			
面 積		約 1 1 . 9 ha（狭山市分）			
地区計画の目標		本地区は、市の南部に位置し、昭和 4 7 年から民間開発によって所沢市の一部と一体的に整備された住宅地である。 これまでの建築協定により、大谷石とレンガ等で造られた花壇等（植栽帯が無い形態を含む。以下「フラワーベルト」という。）が道路面に連続して配置され、良好な住環境が維持・保全されている。 また、本地区の中央ににあるB地区は、店舗や公共施設整備がされ、街の賑わいに寄与してきた地区である。 これらの経緯を踏まえ、建築協定から地区計画に移行することにより、本地区の特徴であるフラワーベルトを保全するとともに、敷地の細分化を防止し、周辺環境と調和したみどり豊かでゆとり及び利便性のある住環境を目標とする。			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針		A地区は、現在の良好な住環境を維持・保全するため、低層の戸建て住宅を主体とした土地利用とする。 B地区は、居住者等の生活利便に供する商業・サービス施設等からなる土地利用を主とすることで、健全でにぎわいあるまちづくりを行うとともに、戸建て住宅や共同住宅との調和を図る。		
	建築物等の整備の方針		A 地区は、ゆとりある低層住宅地として、良好な住環境を維持・保全するため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、並びに美観上の観点から建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限、垣又は柵の構造の制限を定める。 B 地区は地域の中心的地区として建築物等の用途の制限を定める。		
	その 他 当 該 地 区 の 整備、開発及び保全に 関する方針 (緑化の方針)		A 地区は、周辺環境と調和したみどり豊かな街並みとするため、敷地内緑地であるフラワーベルトを保全する。		
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	区 分 の 名称	A地区	B 地区
			区 分 の 面積	1 1 . 4 h a	0 . 5 h a

		建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 一戸建ての住宅 2 長屋（住戸の数が2以下のものに限る） 3 兼用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供しかつ、次に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。） （1）事務所 （2）学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 4 診療所 5 公益上必要な建築物で次に掲げるもの （1）郵便局（延べ面積が500㎡以内のもの） （2）地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物（延べ面積が600㎡以内のもの） （3）公園内の公衆便所又は休憩所 （4）路線バスの停留所の上家 （5）公衆電話所 （6）ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物（同条第2項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）の設置に係る建築物	建築基準法 別表第二(に)項に掲げる建築物は建築してはならない。
--	--	------------	--	---

			6 近隣に居住する者の利用に供する建築物で次に掲げるもの (1) 集会所 (2) 防災備蓄倉庫その他これに類するもの 7 一般乗合旅客自動車運送業の用に供する建築物で次に掲げるもの (1) 当該事業の事業者の利用に供する休憩所 (2) 駐輪場（路線バスを利用する者の利用に供する駐輪場に限る。） 8 前各号の建築物に付属するもので第一種低層住居専用地域内に建築することができるもの	
		建築物の容積率の最高限度	100%	-
		建築物の建蔽率の最高限度	50% なお、建築基準法第53条第3項第2号の基準に該当する建築物にあつては、60%とする。	-
		建築物の敷地面積の最低限度	150㎡ ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない 1 この地区計画の決定の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で地区整備計画に定める建築物の敷地面積の最低限度に適合しないもの又は現に存する所有権その	-

			他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの 2 前号の土地に当該土地に隣接する土地の全部又は一部を加えて、その全部を一の敷地（150㎡未満の敷地に限る。）として使用するもの 3 土地の一部を道路等の公共施設として使用する場合において、土地の区画を変更することなく建築物の敷地として使用するもの 4 次に掲げる公益上必要な建築物の敷地として使用するもの （1）郵便局 （2）公園内の公衆便所又は休憩所 （3）路線バスの停留所の上家 （4）公衆電話所 （5）ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物（同条第2項に規定するガス小売事業の用に供するものを除く。）の設置に係る建築物 5 近隣に居住する者の利用に供する防災備蓄倉庫その他これに類する建築物の敷地として使用するもの	
--	--	--	--	--

			6 次に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する建築物の敷地として使用するもの (1) 当該事業の事業者の利用に供する休憩所 (2) 駐輪場(路線バスを利用する者の利用に供する駐輪場に限る。)	
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに替わる柱の面から隣地境界線及び道路境界線までの距離は、次の各号に掲げるものとする。 ただし、路線バスの停留所の上家並びに一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する路線バス事業の休憩所及び駐輪場についてはこの限りでない。 1 隣地境界線までは、1. 0 m以上とする。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3. 0 m以下のもの (2) 物置で軒の高さが2. 3 m以下かつ、床面積の合計が5 m²以下のもの (3) 外壁を有しない車庫(駐輪場含む。以下同じ。)で床面積の合計が3 0 m²以下のもの (4) 地区整備計画に定める建築物の敷地面積の最低限度の適用を受けない建築物	-

			2 道路境界線までは、 0.6 m以上とする。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 (1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0 m以下のもの (2) 物置で軒の高さが2.3 m以下かつ、床面積の合計が5 m²以下のもの (3) 外壁を有しない車庫で床面積の合計が30 m²以下のもの (4) 計画図に表示する道路に面する部分	
		建築物等の高さの最高限度	最高の高さ 10 m以下 軒の高さ 7 m以下	-
			建築物の各部分の高さは、当該部分から隣地境界線又は前面道路の反対側の境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5 mを加えたもの以下とする。なお、建築基準法第56条第7項第3号の規定は適用しない。	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	1 建築物の敷地の地盤面は、この地区計画決定の際の高さを変更してはならない。ただし、出入口用通路又は車庫を設置するために切土、盛土を行う場合の変更で、地区内の周囲と著しく異ならない必要最低限度の変更はこの限りでない。 2 建築物及び人工地盤は、道路に面する土留め天端	-

			を超えて道路方向に張り出してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 (1) この地区計画の決定の際、現に存する土留め天端から張り出している人工地盤 (2) 上記の人工地盤の形態を限度として修復又は改築するもの 3 地上から直接2階以上又は屋上に通じる階段（直接外気に開放された階段に限る。以下この項において同じ。）を設置してはならない。ただし、主として車庫の用に供する建築物の屋上に通じる階段はこの限りでない。 4 フラワーベルトは、この地区計画の決定の際の形態を変更してはならない。ただし、工事等によりやむを得ず撤去する場合は、この地区計画の決定の際のフラワーベルトと同等の材料及び色彩、形態（植栽帯を含む。）に復旧するものとする。なお、計画図に示す部分については、フラワーベルトのうち植栽帯を要しない形態とすることができる。 5 出入口用通路及び車庫の設置により、フラワーベルトをやむを得ず撤去する際は、各々の道路に面	
--	--	--	--	--

			するフラワーベルトの延長が各4.0m以上となるよう維持又は復旧するものとする。なお、地区計画決定の際にフラワーベルトの延長が4.0mに満たない場合は、地区計画決定の際のフラワーベルトの延長と同等以上の延長とする。	
		垣又は柵の構造の制限	道路境界線及び隣地境界線に面する側の垣又は柵（門柱、門塀及び門扉を除く。）の構造は次の各号に掲げるものとする。 ただし、路線バスの停留所の上家並びに一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する路線バス事業の休憩所及び駐輪場の利用に供する敷地についてはこの限りでない。 1 道路及び隣地境界線に面する垣又は柵（門柱、門塀及び門扉を除く。）の構造は、次のいずれかに掲げるものとする。 （1）生垣 （2）宅地地盤面から高さ0.6m以下の基礎の上に透視可能なフェンス等の柵を施したもので、全体の高さが宅地地盤面から高さ1.8m以下のもの 2 道路に面する垣又は柵は、フラワーベルトから後退した位置に設けるものとする。（フラワーベル	-

			トの設置されている部分に限る。)	
	土地利 用の制 限に関 する事 項	フラワーベル トの保全	フラワーベルトは保全しなければならない。ただし、出入口用通路及び車庫への出入口に必要な部分（門柱、門塀及び門扉を含む。）については、この限りでない。	-

「区域及び地区整備計画は計画図表示のとおり」

理由 本地区は、建築協定から地区計画に移行することにより、当該地区の特徴である道路面に連続して配置されている大谷石とレンガ等で造られた花壇等を保全するとともに、敷地の細分化を防止し、周辺環境と調和したみどり豊かでゆとり及び利便性のある住環境としていくため、地区計画を決定するものです。